

## ボランティアいんぷお・あき登録規約

### (目的)

第1条 この規約は、安芸市長(以下「管理者」という。)がボランティア情報の流通と市民のボランティア活動への積極的な参加を促進するために設けたボランティアいんぷお・あきの登録資格等を定めることを目的とする。

### (登録者)

第2条 登録者とは、本規約を承認し、登録申込書(様式1)によりボランティアいんぷお・あきへの登録を申し込み、管理者が登録の承認をした団体等をいう。

2 管理者は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わない場合がある。

(1)登録申し込みにあたり、記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2)登録の承認を行わない正当な事由のある場合

### (利用方法)

第3条 登録者は、ボランティアに関する情報を登録し、ボランティア活動のために利用することができる。

2 登録者は、他の登録者が登録した情報をボランティア活動のために利用することができる。

### (登録者の届出義務)

第4条 登録者は、代表者氏名、住所、電話番号その他の登録申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届(様式2)を管理者に提出しなければならない。

2 登録者が登録をやめる場合は、やめようとする日の2週間前までに登録削除届(様式3)にて管理者に届け出るものとする。

### (情報提供内容の変更又は停止)

第5条 管理者は、提供する情報内容を変更又は停止することがある。この変更又は停止については、ボランティアいんぷお・あきのお知らせ等により登録者に事前に連絡するが、緊急やむを得ない場合には事前に連絡しないこともある。

### (情報の承認及び削除)

第6条 管理者は、登録者が登録した情報について、その内容がボランティアいんぷお・あきの目的に沿った適当なものであるかを確認し、適当と判断した場合は承認を行い、安芸市ホームページ等で公開する。

2 前項の確認の結果、次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は登録者に通知することなく当該情報を削除することができる。

(1)法令に反する場合

(2)公序良俗に反する場合

(3)犯罪的行為を誘発する場合

(4)第三者に損害又は不利益を与える場合

(5)第三者を誹謗(ひぼう)中傷している場合

- (6)営利活動等への利用を行っている場合
- (7)記載された内容が虚偽である場合
- (8)その他ボランティアいんぷお・あきの目的から不相当と判断された場合

( 損害賠償 )

第7条 管理者は、ボランティアいんぷお・あきの利用に関して生じた登録者の損害のすべてに対しいかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。

- 2 登録者がサービスの利用に関して第三者に対し損害を与えた場合、登録者は自己の責任と負担をもって解決し、管理者に損害を与えないものとする。

( 利用の停止又は登録資格の取消し )

第8条 管理者は、登録者に次の事実があると判断した場合には、予告なしに当該登録者に対しボランティアいんぷお・あきの利用の停止又は登録者の資格を取り消すことができる。

- (1)登録申込書に虚偽の記載があった場合
- (2)本規約に定める登録者の義務に違反した場合
- (3)その他管理者が、登録者として不相当であると判断した場合

( 庶務 )

第9条 ボランティアいんぷお・あきの庶務は、まちづくり課において処理する。

附 則

- 1 この規約は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年2月1日から施行する。